施策07

高齢者福祉の充実

意図

目的

対象 おおむね65歳以上の市民

…住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち,健康的に暮らし続けること ができる



施策と関連するSDGsの目標(ゴール)













施策の方向

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。



施策のポイント

- ○地域包括ケアシステムの深化・推進
- ○自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくり
- ○8つの福祉圏域における第2層の地域支え合い推進員の配置の継続・拡充
- ○介護保険事業の円滑な運営と地域密着型サービスの整備
- ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の推進



基本的取組の体系

施策07 高齢者福祉の充実

07-1 地域包括ケアのネットワークの強化

07-2 生活支援の展開と介護予防の取組

三十二 07-3 介護保険事業の円滑な運営

重点

基本計画事業

- 3 地域包括支援センターの充実
- 3 認知症対策の充実
 - 見守りネットワークの推進
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の展開
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



現状と主要課題

- 団塊の世代の全てが後期高齢者となる令和7 (2025) 年以降, 医療や介護に対する需要が更に増加すると見込まれています。このような状況下, 国では, 令和7 (2025) 年を目途に, 介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう, 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくとしており, 各自治体では, 令和7 (2025) 年に向けて, 3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ, 地域の自主性や主体性に基づき, 地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。
- 厚生労働省の「令和4年版厚生労働白書」によると、我が国では令和7(2025)年には高齢者の5人に 1人に当たる約700万人が認知症になると見込まれており、認知症は、今や誰もが発症しうる身近なものに なっているとしています。
- このような状況下,国は、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定しています。同大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生¹」と「予防²」を車の両輪とした施策の推進を基本的な考え方に据えています。
- 市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中の関係団体や専門機関、行政が連携し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを推進しています。また、サブセンターを含む市内10箇所の地域包括支援センターに認知症の人やその家族への相談支援や、医療・介護との連携コーディネート役を担う「認知症地域支援推進員」を配置しています。
- 平成30年2月に策定された高齢社会対策大綱では、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来している」としたうえで、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整える必要がある」としています。
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、今後も引き 続き、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努める必要があります。
- 今後,高齢社会の進行に伴って、要介護・要支援認定を受ける市民の数がさらに増加していくことが見込まれます。それを防ぐ対策として、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じ、個々の高齢者の生活機能(活動レベル)や参加(役割レベル)の向上をもたらし、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指す必要があります。
- 高齢者自身が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう, 就業や社会活動へ参加する機会 の確保・充実に努める必要があります。
- 健康長寿を目指して、要支援、要介護状態にならないように、高齢者のニーズに合った介護予防事業を 推進していく必要があります。市は、平成27年度から地域支え合い推進員を配置し、高齢者が主体的に 活動に取り組めるよう、体制整備を推進しています。

¹ 認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きること。

² 認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすること。



07-1 地域包括ケアのネットワークの強化

◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう,地域包括ケアを推進する中核機関として,地域との連携の強化を図るとともに,福祉圏域の特徴に応じた地域包括支援センターの体制整備を推進します。また,認知症地域支援推進員を継続配置し,在宅医療・介護連携推進や認知症対策の実施に取り組みます。

◆医療と介護の連携強化

在宅療養を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう,「ちょうふ在宅医療相談室」の取組を充実し,高齢者の相談支援及び地域の医療と介護の連携体制づくりや,地域と病院の連携強化を推進します。



<地域包括支援センター>

◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する高齢者を支援するため、配食サービス、緊急通報システム等の提供を行います。また、 それらのサービスを周知し、利用を促進するほか、必要に応じて見直し・改善を図ります。

◆ケアラー(介護者)への支援

家族をはじめとした介護者(ヤングケアラーを含む)の身体的・精神的負担を緩和するための支援や関係機関等との連携の強化を図ります。

◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の当事者や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、社会参加の体制整備や相談支援体制強化、ネットワークの構築を図ります。

◆見守りネットワークの推進

高齢者や障害者,生活困窮者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう,地域全体で見守りを推進する見守りネットワークの継続実施と,協定・協力団体との連携強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域包括支援センターの利用者の満	80.0%	90.0%
足度	(令和3年度)	(令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	29	重点3							
1	事業名	地域包括支援センターの充実				担当課	高齢者支援室		
事	業の概要	高齢者の総合相談窓口として,包括的・継続的ケアマネジメント支援や多様なネットワークを活用した介護予防,地 域の高齢者の実態把握や相談支援及び権利擁護などを行う地域包括支援センターの機能強化と適正な運営を図り ます。							
		令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和	7(2025) 호	丰度	令和	8(2026) 年度	
		○地域包括支援センターの運営	○継続	○継続			○継続		
٠.,		○在宅医療・介護連携事業の実施		○継続			○継続		
一年1	度別計画								
	事業費	326	326			326		326	

No.	30							重	点3	
哥	業名	認知症対策の充実			区分	継続	担当課	高齢者支援室	Ē	
事第	美の概要	認知症の方や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、 を図り、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく 実を図ります。							-	
		令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和	令和 7(2025) 年度			令和 8(2026) 年度		
年度	度別計画	○認知症ガイドブックの周知・認知症サポート月間における啓発○認知症総合支援事業の実施○認知症初期集中支援事業の実施○認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施○認知症検診の実施、フォロー体制の整備	○継続	○継続○継続○継続○継続			○継続○継続○継続○継続			
	事業費 9万円)	25	27			27			27	

No.	31							
事	業名	見守りネットワークの推進			区分	継続	担当課	高齢者支援室
事業	の概要	高齢者や障害者, 生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮				5,地域全		守りを推進します。
		令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和	令和 7(2025) 年度] 8(2026) 年度
年度	艺 別計画	○見守リネットワークの実施(高齢者支援室,地域包括支援センター) ○協定団体,協力団体の拡充・連携強化		○継続			○継続	
	業費 (万円)	42	44			44		44

07-2 生活支援の展開と介護予防の取組

◆社会参加と生きがいづくり

高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動ができるように、常設の通いの場や居場所を運営する中間 支援組織と連携し、新しい生活様式にも対応した社会参加の促進を図ります。福祉施設等の整備に当たっ ては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する機会の提供も併せて検討します。

また、高齢者の就労機会を提供する調布市シルバー人材センターへの支援を行います。

◆健康づくり・介護予防の推進

高齢者のデジタルデバイド解消に取り組むとともに,フレイル予防事業の実施,多世代交流の場につながる常設通いの場の整備を推進します。また,高齢者の健康寿命の延伸を目指した産学官連携での取組を進めます。その他,要支援・要介護状態になるのを防ぐための介護予防事業の実施や,要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供を推進します。



<シニア向けスマートフォン講座>

◆支え合いの地域づくりの推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスを地域の支え合いにより提供していくため、福祉圏域に配置した 地域支え合い推進員が住民ニーズを把握しながら、支え合いの地域づくりを推進します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、庁内組織の横断的な取組の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
就労を含む社会参加している高齢者	50.0%	70.0%
の割合	(令和3年度)	(令和8(2026)年度)

基本計画事業

I	lo. 32							重点3
	事業名	介護予防・日常生活式	を援総合事業の展開		区分	継続	担当課	高齢者支援室
Juli.	事業の概要	高齢者が要介護状態にならずに、地域で元気に暮らしていけるよう、高齢者ニーズに合った介護予防・フレイ川 防事業を推進します。日常生活支援総合事業については、多様な主体によるサービス提供をするとともに、普及発に取り組みます。						
		令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和	7(2025) £	手度	令和	□ 8(2026) 年度
£	F度別計画	○一般介護予防事業の実施○介護予防・日常生活支援総合事業の実施○生活支援体制整備事業の実施・地域支え合い推進員の拡充	○継続○継続○継続	○継続○継続			○継続○継続	
	事業費(百万円)	571	577			577		577

	No.	33								
	事第	美名	高齢者の保健事業とが	護予防の一体的実施		区分 新規		担当課	保険年金課,高齢 援室,健康推進	
	事業の	D概要	高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及 介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療やグサービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。							
Ì			令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度			令和 8(2026) 年度		
			○健康課題の明確化による支援内 容の検討・実施	○継続	○継続	- E I	A =##1	○健康課題	の明確化	
l	er da D				○健診データ セによるテ		2・介護レ			
	年度別計画		○個別的支援	○継続	○継続	- 23 171		○継続		
			(ハイリスクアプローチ) ○通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ)	○継続	○継続			○継続		
			○推進連絡会等の開催 ○継続 ○継続					○継続		
	事第	費	2	3			9			3

07-3 介護保険事業の円滑な運営

◆介護保険事業の円滑, 適正な運営

適切な要介護認定に取り組むとともに、利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護 給付の適正化、介護保険サービスの利用者負担軽減を図り、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

◆地域密着型サービス¹等の整備

市内におけるサービスの需要と供給のバランスに配慮しながら、地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。

◆サービスの質の向上への取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう、関係機関との連携の強化や介護人材の確保・育成を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
要介護認定申請から決定までの日数	44.5日 (令和3年度)	38.1日 (令和8(2026)年度)

●その他の主な事業

- ・地域密着型サービスの整備
- ·要介護(要支援)認定



¹ 高齢者が認知症や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するサービス。介護事業者を指定する権限は市町村にあり、利用対象は原則住民のみ。



施策の推進、成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- ○リアルとオンラインを組み合わせた健康増進プログラムの実施や、同世代・多世代での対面での 交流機会創出を通じて、高齢者の健康増進やデジタルデバイド解消につなげるCDC(調布・デ ジタル・長寿)運動の取組を、産学官連携により推進します。
- ○様々な分野でのデジタル化が進む中,「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すため、高齢者のデジタルデバイド解消に取り組みます。
- ○介護予防体操(10の筋力トレーニング)のオンライン配信など、デジタル技術やデータを活用したフレイル予防・交流・相談支援等に取り組みます。
- ○一人一人の困りごとに応じた適切なプランの作成やケアマネージャー業務の負担軽減のため、ケアプラン作成におけるデジタル技術の活用について検討します。

(共創のまちづくり

- ○高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活が送れるよう, 既存の商業施設等の営業時間外を 活用して高齢者健康づくり事業を実施します。
- ○地域福祉コーディネーターや相談支援機関等との連携により,他機関協働による包括的な相談支援体制を構築します。
- ○地域における自治会や商店会等の協力を得て、高齢者等を地域で周囲から見守り、見守りネット ワーク「みまもっと」を市内全域で展開し、見守り体制を構築します。
- ○リアルとオンラインを組み合わせた健康増進プログラムの実施や、同世代・多世代での対面での 交流機会創出を通じて、高齢者の健康増進やデジタルデバイド解消につなげるCDC(調布・デ ジタル・長寿)運動の取組を、産学官連携により推進します。
- ○高齢者の就労機会を提供する調布市シルバー人材センターへの支援を行い,高齢者の就業機会を拡大するほか,関係機関や民間とも連携し,高齢者の生活を豊かにする幅広い情報を提供します。
- ○高齢者のデジタルデバイド解消の取組として, 民間と連携し, スマートフォンの操作方法等を教える講習会を実施します。

フェーズフリー

- ○高齢者福祉施設においては、フェーズフリーの考え方を取り入れた運営を行います。
- ○災害時の避難生活等での健康悪化を防止するため、フレイル予防や市民の交流等各種取組を推進します。



<CDC 事業 >